

## 音楽著作権管理団体について—JASRACを中心に—

仲清峻

JASRACとは、日本で最大の著作権管理事業者である。1939年の設立以来、JASRACは日本の音楽著作権管理事業を独占的に行ってきたが2001年著作権等管理事業法が施行され、多くの団体が著作権管理ビジネスに参入し、自由競争が行われるようになった。しかし、自由競争が導入されても、依然としてJASRACのシェアは高いままであり、現在も8つの団体が日本の音楽著作権管理事業を行っているがJASRACの楽曲著作権管理の国内シェアは高く、ASRACの一強状態は変わらない状況であると指摘がされている。本研究では、著作権管理を規定する法律、日本の管理団体の管理体制の問題、裁判例を通して、JASRACの楽曲シェアが依然高いままである現状の分析、その問題点、理由を検討し、望ましい音楽著作権管理の在り方を検討していく。

他社の新規参入を阻害している制度的な問題点として、放送の分野と演奏権の分野の2つの音楽著作権の管理区分において問題点が存在する。

放送の分野の問題点について、JASRAC独占禁止法違反事件を通じて検討する。これは2009年にJASRACが行っていた包括契約のありかたに対して排除措置命令が出された事件で、2015年に最高裁判決が確定した。現在は当時問題とされた契約方法は解決しているが、演奏権の分野においては、本件で問題になった放送分野と同様の、利用割合を反映しない包括徴収が行われているという点が現在の課題として挙げられる。

演奏の分野における問題点として、その管理範囲が細分化されていないことがあげられることがある。現在、「演奏権等」の分野はJASRACしか管理を行っていない。全国中に存在する音楽の利用者を網羅的に把握し、使用許諾契約を締結し、著作物使用料を徴収するには多くのスタッフと支部を要するため、他団体の参入が困難となっている現状である。2001年の立法は著作権管理団体の自由競争化の導入によって公正な管理を目指した法律ではあるが、音楽の著作物はその特性も利用様態も様々なものであり、音楽の著作物であるからといって全てが複数団体の管理である必要はなく、一元管理のメリットを尊重すべき側面もあると思われる。

音楽著作権管理は、1990年代後半からの、一社独占管理の弊害の指摘などから競争原理を導入した。自由競争化には、時代の進展に伴った音楽の利用形態の変化へのより柔軟ですばやい管理や、より多くの選択肢を権利者に提供することなどを期待されていた。現代においてもその要求は変わっておらず、むしろ強く求められる点であると考ええる。電子技術の発展とそれに伴ったニーズに合わせ、音楽管理のありかたも柔軟に対応していくこととともに、一元化のメリットを認め活かしていくことが最終的に音楽の権利保護にとって望ましいものであると考える。

(指導教員 村井麻衣子)